

保護者 各位（戸田市外保育施設利用者各位）

戸田市長 菅原 文仁
（公印省略）

令和5年10月分から令和6年3月分の給食費無償化について(お知らせ)

日頃から、本市の教育・保育行政について、多大なるご理解とご協力をいただき心から感謝申し上げます。

この度、戸田市では物価高騰の影響による保護者の負担を軽減するため、10月分から3月分の給食費保護者負担分を無償化することといたしました。詳細につきましては、下記のとおりとなります。

記

1 事業内容

給食費（主食費及び副食費）について、令和5年10月分から令和6年3月分までの保護者負担分を無償化とします。

2 対象者

戸田市内・戸田市外の保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設に在園する、戸田市在住の3歳児クラス（満3歳児クラス含む）から5歳児クラスの園児とその保護者（戸田市在住者に限る）

3 対象額

令和5年10月分から令和6年3月分までの給食費（主食費及び副食費）の保護者負担分（給食費無償化の上限額 1か月あたり7,500円）

4 申請書類

- ・戸田市保育所等物価高騰対策支援金交付申請書兼交付請求書（第1号様式の2）
- ・給食費を支払ったことがわかる領収書等
- ・通帳等のコピー

（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の確認できるページの写し）

通帳のない口座の場合には、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の確認できるキャッシュカードやWebページのコピーでも構いません。

5 提出期限

令和5年10月分から12月分まで 令和6年1月18日(木)必着

令和6年1月分から3月分まで 令和6年4月10日(水)必着

令和6年4月10日を過ぎてからの申請はできません。

6 その他

・給食費無償化にあたり、戸田市外の保育施設を利用している場合、保護者様の申請手続きが必要になります(郵送可)。

・保育施設が給食費の領収書を発行していない場合は、集金袋の写しや、通帳の写し等、給食費を支払ったことが分かるものをご提出ください。

・戸田市に居住している園児とその保護者が無償化の対象です。戸田市から転出した場合は対象外となります。

・無償化の対象は、給食費(主食費及び副食費)のみです。延長おやつ代、夕食代などは対象外です。

【問い合わせ先・提出先】

〒335-8588 戸田市上戸田 1-18-1

戸田市 こども健やか部 保育幼稚園課

管理・給付担当

TEL: 048-441-1800 (内線 276)